

各位

会社名 株式会社NPT
(コード: 311A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎
問合せ先 取締役兼執行役員CFO 大貫 篤志
TEL 03-6455-7150
URL <https://neopt.jp/>

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

株式会社NPT（本社：東京都江東区、代表取締役兼執行役員CEO：原健一郎、証券コード：311A、以下「当社」という。）は、本日開催の取締役会において、株式報酬型ストック オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、継続的な株主価値の向上に資するインセンティブを与えることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、無償にて、以下の新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 募集新株予約権の名称

第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

(2) 募集新株予約権の内容

①新株予約権の割当対象者の人数及び割り当てる新株予約権の数、並びに新株予約権の目的となる株式の種類及び数

人数（名）	割当個数（個）	株式の種類	株式数（株）
4	310,000	当社普通株式	310,000

なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権の払込金額

無償とする。なお、職務執行に対するインセンティブとして付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

③各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

④新株予約権の権利行使期間

2026年2月1日から2056年1月31日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目日が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。また、違法若しくは不正な職務執行、善管注意義務・忠実義務に抵触する行為、またはこれらに準ずる行為があると認められるときは、取締役会の決議によって、該当する新株予約権者の行使しうる本新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができないものとする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき)は、取締役会が別途定める日に、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

⑨組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。))又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。
ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記④に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記④に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項
上記⑤に準じて決定する。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「株主総会」とする）の決議による承認を要する。
- (viii) 新株予約権の取得条項
上記⑧に準じて決定する。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
上記⑥に準じて決定する。

3. 新株予約権の割当日

2026年2月1日

以上